

就学援助制度のご案内

魚津市教育委員会

魚津市では、小中学校の児童生徒のいるご家庭で、経済的理由で就学にお困りの世帯に対し、学校給食費や学用品費などについて援助をしています。

援助を希望される世帯は、申請をお願いします。(審査の結果、否認定となることがあります。)

「前年まで援助を受けている世帯」や「令和3年1月に新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けている世帯」でも、令和3年度の援助を受けるためには、あらためて申請書を提出していただく必要があります。

1. 就学援助の対象となる方(次のいずれかに該当する世帯)

- ① 生活保護法に基づく保護費を受給している世帯
- ② ①に準じる程度で経済的に困窮している世帯[生活保護基準の1.2倍以下]

(参考) 4人標準世帯(父44歳、母42歳、子13歳、9歳)で、前年の世帯総収入が約310万円以下(※)のご家庭が対象になります。

※大体の目安であり、家族の年齢や住宅事情、支払う生命保険料などにより認定結果が異なります。

2. 就学援助の内容(費用によっては限度額が設定されています)

- ・学用品費等 ・学校給食費 ・校外活動費 ・修学旅行費
- ・遠距離通学費(公共交通の領収書が必要です) ・体育実技用具費(中学校柔道着)

3. その他の制度

ひとり親家庭等医療費助成制度(18歳未満の児童を養育している母子、父子家庭)の詳細については、こども課子育て支援係(TEL 23-1006)にお問合わせください。

4. 申請の手続き

- ① 学校、教育委員会及び魚津市ホームページに用意してある令和3年度魚津市就学援助認定申請書に必要事項を記入し、下記書類を添付のうえ児童生徒が通学する学校へ提出してください。
- ② 申請書に添付する書類
 - ◇令和2年中の収入がわかる書類(世帯全員分)
 - ・所得税の確定申告書の控(写し) ・市民税県民税申告書控(写し)
 - ・源泉徴収票の写し(給与・年金) ・報酬の支払い調書 など
 - ◇所得控除の判断に必要な書類(該当する方のみ)
 - ・障害者手帳の写し ・住宅の家賃がわかるもの(賃貸借契約書など)



5. 申請の受付

- ・受付期間 **令和3年4月8日(木)～令和3年5月7日(金)**

※5月7日までに受付した場合は4月1日付認定とし、5月8日以降は受付月の翌月に認定します。

- ・受付場所及び時間 児童生徒が通学する小・中学校 午前8時30分～午後4時30分
(土日、祝祭日を除きます。)

6. 審査結果及び支給時期

- ・審査結果 6月上旬ごろ ・支給時期 各学期の終了ごろ(7月下旬、12月下旬、3月下旬)

※就学援助の支給対象に認定された場合でも、毎月の学校集金はお支払いいただく必要があります。

7. 制度に関する問合せ先 魚津市教育委員会学校教育課(電話:0765-23-1044)